

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2017年6月24日

ひふみ投信

追加型投信／内外／株式

ためて、
ふやして、
進化する。



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ・本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)を含む詳細な情報は、委託会社(レオス・キャピタルワークス株式会社)のホームページで閲覧・ダウンロードすることができます。
- ・本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

● 委託会社(ファンドの運用の指図を行います。)／販売会社

レオス・キャピタルワークス株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1151号

〈ひふみ投信の詳細情報の照会先〉

電話番号: 03-6266-0123 (受付時間: 営業日の9時~17時)

ホームページ: <http://www.rheos.jp/>

● 受託会社(ファンドの財産の保管および管理を行います。)

三井住友信託銀行株式会社

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行う「ひふみ投信」の募集について、レオス・キャピタルワークス株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成28年12月22日に関東財務局長に提出しており、平成28年12月23日にその届出の効力が生じております。また、金融商品取引法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成29年6月23日に関東財務局長に提出しております。
- 請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に投資者(受益者)の意向が確認されます。
- ひふみ投信の信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されております。

委託会社の情報

委託会社名	レオス・キャピタルワークス株式会社
設立年月日	2003年4月16日
資本金	1億円
運用する投資信託財産の合計	2,078億円

(2017年4月末現在)



ファンドの目的



「ひふみ投信」は、受益者の長期的な資産形成に貢献するために、円貨での信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、ひふみ投信マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を通じて国内外の株式に投資することにより積極運用を行います。



ファンドの特色



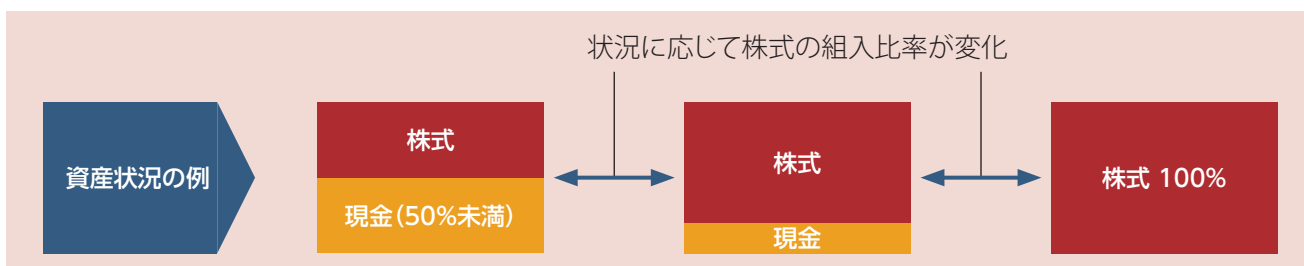
「ひふみ投信」は、マザーファンドを通じて信託財産の長期的な成長を図るため、次の仕組みで運用します。

① 国内外の上場株式を主要な投資対象とし、市場価値が割安と考えられる銘柄を選別して長期的に投資します。

- 長期的な経済循環や経済構造の変化、経済の発展段階等を総合的に勘案して、適切な株式市場を選びます。
- 長期的な産業のトレンドを勘案しつつ、定性・定量※の両方面から徹底的な調査・分析を行い、業種や企業規模にとらわれることなく、長期的な将来価値に対してその時点での市場価値が割安と考えられる銘柄に長期的に選別投資します。

※定性…経営方針や戦略など数値に表れない部分 定量…財務指標や株価指標等の数値

② 株式の組入比率は変化します。



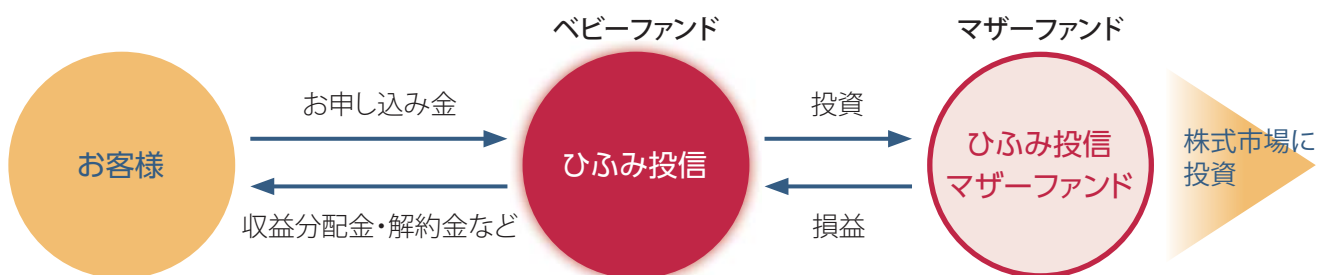
例えば、組入銘柄の株価水準が割高と判断した時に、利益確定や下落リスク回避のために保有株式を一部売却する場合があります。また、市場価値が割安と考えられる銘柄が無くなっていると判断した時に、買付を行わずに好機を待つ場合があります。このような状況においては、ポートフォリオに占める株式の比率が低くなります。一方で、市場価値が割安と考えられる銘柄が多くあると判断した時には、株式を買い付けることによってポートフォリオに占める株式の比率が高まる場合があります。

(注) 組入比率が変化する事例は上記に限りません。

証券投資信託は、法令上、信託財産の総額の二分の一を超える額を有価証券に対する投資として運用することが求められています。

③ 運用はファミリーファンド方式により、マザーファンドを通じて行います。

ファミリーファンド方式とは、ベビーファンド（ひふみ投信）の資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。



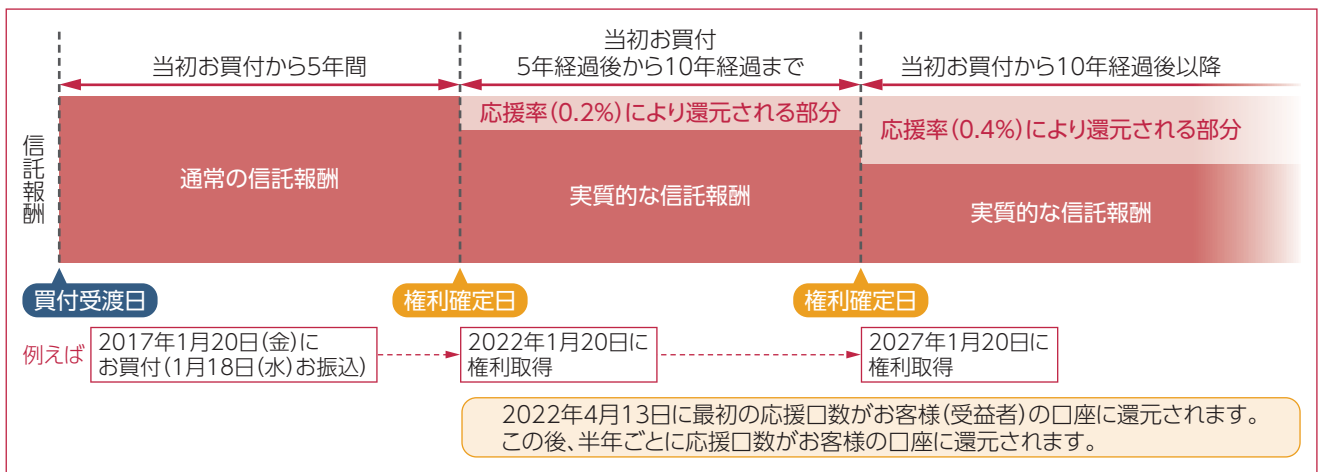
◎ 保有コストを抑える仕組みの投資信託です

- 「ひふみ投信」の購入時や換金時に、手数料はいただきません。また、信託財産留保額はありません。
- 運用管理費用（信託報酬）は年率1.0584%（税抜年率0.980%）です。
- 「ひふみ投信」を長くお持ちいただいている（5年以上）お客様の信託報酬を実質的に割引く仕組み（「資産形成応援団」（信託報酬一部還元方式））を取り入れました。

資産形成応援団（信託報酬一部還元方式）について

5年以上保有していただいている受益権（以下「長期保有受益権」といいます。）に係る信託報酬の一部を委託会社（レオス・キャピタルワークス株式会社）がお客様に還元することにより、信託報酬を実質的に割引くというものです。

「ひふみ投信」の信託財産からは、所定の信託報酬をいったん受け取らせていただきますが、長期保有受益権をお持ちのお客様（受益者）の口座に、委託会社の自己資金から所定の応援金（還元金）を入金し、「ひふみ投信」の受益権の買付資金に充当させていただきます（原則として、現金のまま、お渡しすることはありません。）。お客様（受益者）の保有受益権口数は自動的に増加することになります。



※仕組みの詳細については請求目論見書をご参照ください。

■ 主な投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式（新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

■ 分配方針

年1回の毎決算時（9月末：休業日の場合翌営業日）に、原則として、次の方針に基づき分配を行います。ただし、委託会社（レオス・キャピタルワークス株式会社）の判断により分配を行わない場合もあります。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。
- ③ 収益の分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



投資リスク



■ 基準価額の変動要因

- 「ひふみ投信」は、マザーファンドを通じて株式など値動きのある証券（外国の証券には為替リスクもあります。）に投資いたしますので、基準価額は、大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。これらの運用により生じる利益および損失は、すべてお客様（受益者）に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

■ 基準価額の変動要因となる主なリスク

株価変動リスク	「ひふみ投信」は、国内外の株式を組み入れるため、株価変動の影響を大きく受けます。一般に株式の価格は、個々の企業の活動や業績、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動するため、株式の価格が下落した場合には基準価額は下落し、投資元本を割り込むことがあります。
流動性リスク	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性のもとでの取引が行えない、または取引が不可能となる場合が生じることを流動性リスクといいます。この流動性リスクの存在により、組入銘柄を期待する価格で売却できない可能性があり、この場合、不測の損失を被るリスクがあります。
信用リスク	有価証券等の発行者や有価証券の貸付け等における取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想される場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となることを信用リスクといいます。投資した企業等にこのような重大な危機が生じた場合には、大きな損失が生じるリスクがあります。
為替変動リスク と カントリーリスク	外貨建資産を組み入れた場合、当該通貨と円との為替変動の影響を受け、損失を生ずることがあります。また、当該国・地域の政治・経済情勢や株式を発行している企業の業績、市場の需給等、さまざまな要因を反映して、「ひふみ投信」の基準価額が大きく変動するリスクがあります。

※基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

その他留意点

- 「ひふみ投信」のお取引において、金融商品取引法第37条の6に規定された「書面による契約の解除」（クーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ひふみ投信の基準価額に影響を及ぼす場合があります。

■ リスクの管理体制

- 委託会社では、運用部門から独立した部署および委員会が、ファンドのパフォーマンス状況ならびに信託財産の運用リスクのモニタリングと管理を行います。そして、その結果は、運用部門
その他関連部署へフィードバックされます。

※上記体制は平成29年4月末時点のものであり、今後変更となる場合があります。



投資リスク(参考情報)



ひふみ投信の年間騰落率 及び分配金再投資基準価額の推移

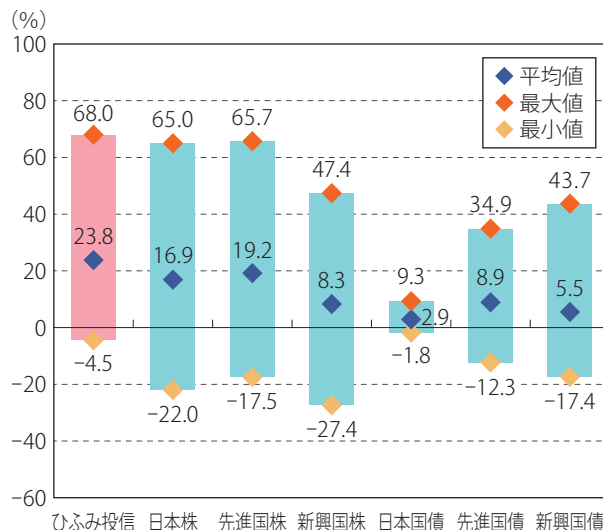
(2012年5月～2017年4月まで)



- ひふみ投信の年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ひふみ投信の分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

ひふみ投信と 他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2012年5月～2017年4月まで)



- 上記5年間の「各月末における直近1年間の騰落率」の平均値・最大値・最小値を表示し、ひふみ投信と代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ひふみ投信の年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村證券株式会社が発表している国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の指標が日々公表されています。なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

各資産クラスの指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

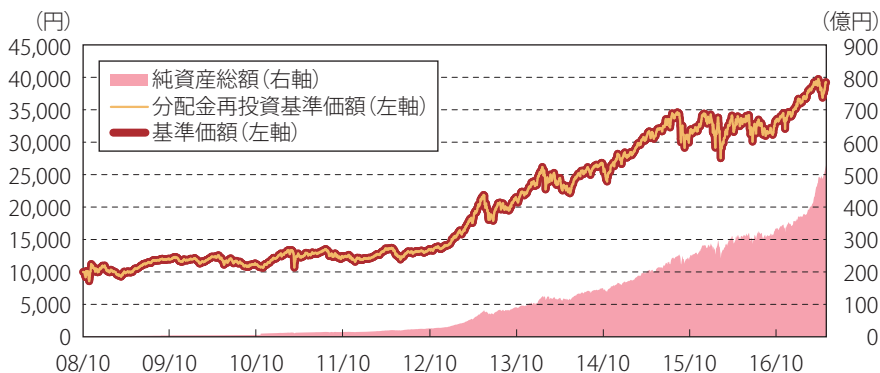


運用実績



運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
最新の運用実績の一部は、委託会社のホームページでご覧いただくことができます。

基準価額・純資産の推移 (2017年4月28日現在)



※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。
※基準価額は1万円当りの金額です。

分配の推移

決算期	分配金
第8期 (2016年9月30日)	0円
第7期 (2015年9月30日)	0円
第6期 (2014年9月30日)	0円
第5期 (2013年9月30日)	0円
第4期 (2012年10月1日)	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万円当たり、税引前です。
※ひふみ投信は分配金再投資専用の投資信託です。

主要な資産 (ひふみ投信マザーファンド) の状況 (2017年4月28日現在)

◆資産別構成

資産の種類	国・地域	比率 (%)
株式	日本	86.44%
現金・預金・その他資産 (負債控除後)		13.56%
合計 (純資産総額)		100%

◆組入上位銘柄

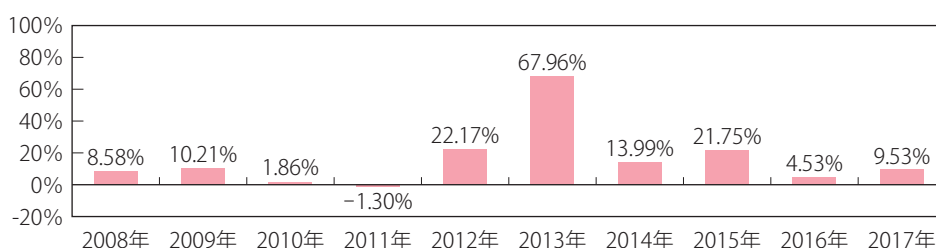
	銘柄コード	銘柄名	業種	比率 (%)
1	8439	東京センチュリー	その他金融業	2.08%
2	3076	あいホールディングス	卸売業	1.92%
3	6436	アマノ	機械	1.72%
4	7915	日本写真印刷	その他製品	1.62%
5	2809	キューピー	食料品	1.55%
6	4062	イビデン	電気機器	1.54%
7	7974	任天堂	その他製品	1.52%
8	6301	小松製作所	機械	1.46%
9	6875	メガチップス	電気機器	1.44%
10	4186	東京応化工業	化学	1.44%

※比率はいずれも、マザーファンドの「純資産総額」に対する割合です。

◆業種別比率の上位

業種	比率 (%)
サービス業	15.42%
電気機器	13.19%
小売業	11.30%
情報・通信業	7.82%
化学	6.42%
機械	5.89%
卸売業	5.44%
その他製品	3.62%
非鉄金属	3.40%
食料品	2.87%

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※収益率は、税引前の分配金を再投資したものと仮定して計算しています。

※2008年はひふみ投信の設定日 (2008年10月1日) から年末までの収益率を表示して、2017年は4月28日までの収益率を表示しています。

※ひふみ投信にベンチマーク (運用する際に目標とする基準) はありません。



手続・手数料等



■お申込みメモ

購入単位	販売会社(レオス・キャピタルワークス株式会社)が定める単位となります。 購入単位は販売会社のホームページ[https://www.rheos.jp/]をご確認ください。
購入価額	ご購入のお申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	申込期間における毎営業日に、「販売会社」の指定する銀行口座へお振込みください。 原則として、指定する銀行口座への着金を確認した日をお申込受付日とします。
換金単位	1口以上の口数指定または1円単位の金額指定で受け付けます。
換金価額	解約の請求受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
換金代金	解約の請求受付日から起算して5営業日目から支払われます。
申込締切時間	購入・換金ともに、毎営業日の15時までに受け付けたものを当日のお申込みとします。 なお、換金はお電話またはホームページによる受付のみとなります。
購入の申込期間	平成28年12月23日から平成29年12月22日まで なお、申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	「ひふみ投信」の残高、市場の流動性の状況等によっては、委託会社(レオス・キャピタルワークス株式会社)の判断により換金の金額に制限を設ける場合や換金のご請求の受付時間に制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の 中止および取消	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申込みの受け付けを取り消す場合があります。
信託期間	無期限(平成20年10月1日設定) ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
繰上償還	信託契約の一部解約により受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することがお客様(受益者)のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。
決算日	毎年9月30日(休業日の場合には、翌営業日)
収益分配	年1回の毎決算時に、原則として、次の方針に基づき分配を行います。 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 ひふみ投信は、分配金再投資専用のため、分配金は自動的に再投資されます。
信託の限度額	1兆円
公 告	電子公告の方法により行い、ホームページ[http://www.rheos.jp/]に掲載します。
運用報告書	原則、毎年9月の決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、お客様(受益者)に交付します。 レオス・キャピタルワークス株式会社のホームページにおいても開示しております。 http://www.rheos.jp/
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。配当控除の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。

■ ファンドの費用

お客様に直接的にご負担いただく費用	
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

お客様に信託財産から間接的にご負担いただく費用			
運用管理費用 (信託報酬)	信託財産の日々の純資産総額に対して 年率1.0584% (税抜年率0.980%) の率を乗じて得た額。 信託報酬とは、投資信託の運用・管理にかかる費用のことです。 日々計算されて、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき「ひふみ投信」の信託財産から支払われます。 運用管理費用の配分		
	委託会社	運用会社としての機能分 (委託した資産の運用の対価)	年率0.4860% (税抜年率0.4500%)
		販売会社としての機能分 (運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価)	年率0.4860% (税抜年率0.4500%)
	受託会社 (運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価)		年率0.0864% (税抜年率0.0800%)
監査費用	信託財産の純資産総額に対して年率0.0054% (税抜年率0.005%) の率を乗じて得た額 (なお、上限を年間54万円 (税抜年間50万円) とします。当該上限金額は契約条件の見直しにより変更となる場合があります。) 日々計算されて、毎計算期末または信託終了のときに「ひふみ投信」の信託財産から支払われます。		
その他費用・手数料	組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 (それにかかる消費税)、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息など。 これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、予めその金額や上限額、計算方法を具体的に記載することはできません。		

※手数料等の合計金額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■ 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約) および償還時	所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記税率は平成29年4月末時点のものです。

※法人の場合は上記とは異なります。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

満20歳以上の方を対象とした非課税制度「NISA」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

※普通分配金に対する課税については、次頁をご参照ください。

※資産形成応援団(信託報酬一部還元方式)によるお客様への応援金(還元金)は雑所得となります。雑所得は、他の所得と合算し、1年間の総所得を求め、確定申告によって最終的に納める税金を計算します。ただし、年間の給与収入額が2,000万円以下の給与所得者で、かつ給与所得および退職所得以外の所得(雑所得など)の合計額が20万円以下であるお客様の場合には、確定申告をする必要がありません。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

収益分配金の仕組みについて

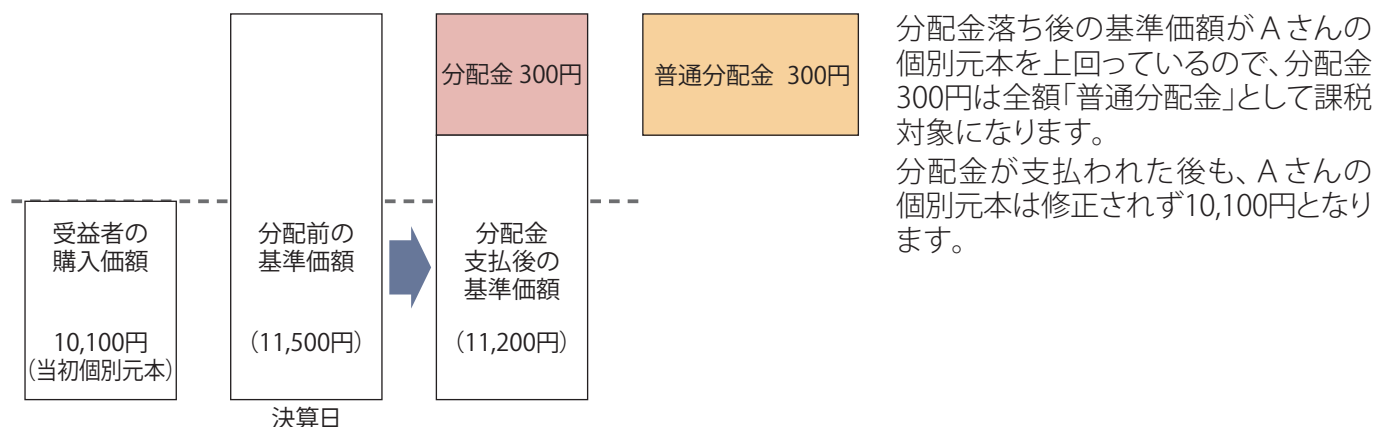
追加型株式投資信託である「ひふみ投信」の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」の区分があります。

① 普通分配金

収益分配金支払い後の基準価額が、そのお客様(受益者)の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

普通分配金は、配当所得として課税対象になります。

〈イメージ〉例：Aさんが10,100円の基準価額で購入した場合



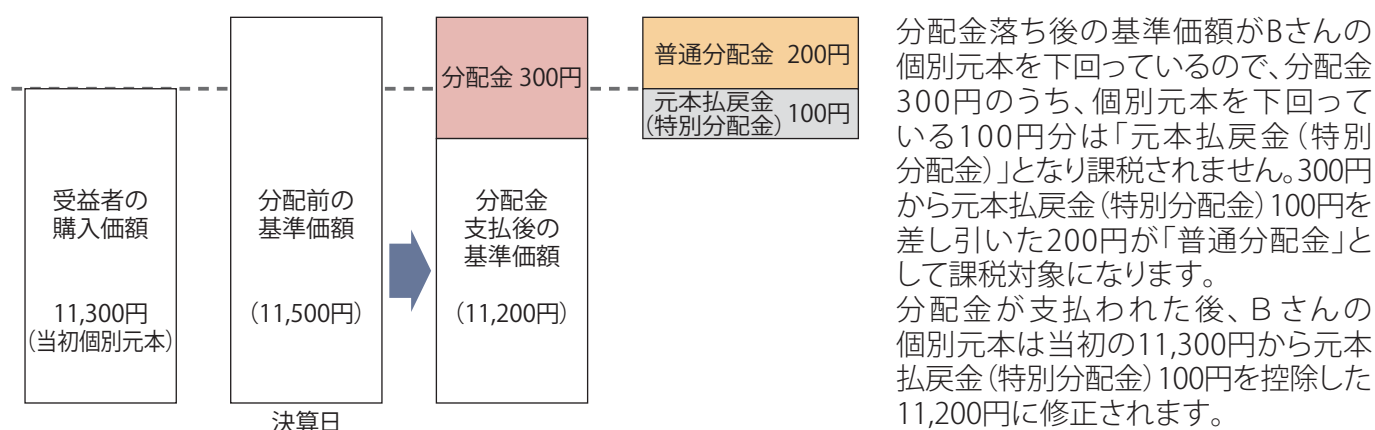
② 元本払戻金(特別分配金)

収益分配金支払い後の基準価額がそのお客様(受益者)の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となります。当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額は普通分配金となります。

元本払戻金(特別分配金)は、実質的に元本の一部払い戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

お客様が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、その後の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

〈イメージ〉例：Bさんが11,300円の基準価額で購入した場合



個別元本とは

お客様(受益者)が「ひふみ投信」を取得した価額のことです。

「ひふみ投信」の受益権を複数回取得した場合、個別元本は、その都度、そのお客様の受益権口数(保有口数)で加重平均することにより算出されます。

契約締結前交付書面

(ご契約締結前にご確認いただく特に重要な書面)

下記の内容は、「ひふみ投信」をお申込みになるお客様に、あらかじめご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。お申込みの際には、「ひふみ投信」に係る下記の内容および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

■「ひふみ投信」に係る金融商品取引契約の概要

レオス・キャピタルワークス株式会社(以下「当社」といいます。)は、「ひふみ投信」の運用の指図等、「ひふみ投信」の受益権の募集・分配金の再投資等を行います。

■当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第2項の規定に基づく第二種金融商品取引業および金融商品取引法第28条第4項の規定に基づく投資運用業であり、「ひふみ投信」の運用指図等、当社が自ら発行する「ひふみ投信」の受益権の募集・分配金の再投資等を行います。「ひふみ投信」のお取引は、次の方法により行われます。

- お取引にあたっては、総合取引口座、振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引は、お客様にご購入代金を当社の指定する銀行口座へお振り込みいただき、原則として、お客様にお振り込みいただいたお申込代金が、当社の指定する銀行口座に着金したことが確認できた日を申込受付日とします。お申込代金は、毎営業日の15時までにお振り込みください。
お申込みの際には、直近の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。なお、お客様が確認されたことを当社が確認できない場合には、当社で確認できた日を申込受付日とさせていただきます。
- お申込みをされたお取引が成立した場合には、「取引報告書」をお客様に交付いたします。
- お取引をいただいたお客様には、お客様のお取引内容およびお取引後の「ひふみ投信」の残高を記載した「取引残高報告書」を3ヵ月(直近に「取引残高報告書」を作成した日から1年間、お客様との間で「お取引」が成立していない場合であって、「ひふみ投信」の残高があるときは、1年を経過する日)ごとに作成し、交付いたします。

■当社の概要

商 号 等 : レオス・キャピタルワークス株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1151号
代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 藤野 英人
加入団体 : 一般社団法人 投資信託協会
一般社団法人 日本投資顧問業協会
主 な 事 業 : 投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業
設 立 年 月 日 : 平成15年4月16日
資 本 金 : 1億円(平成29年4月末現在)
本 店 所 在 地 : 〒100-6227 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
お 問 い 合 わ せ 先 : レオス・キャピタルワークス株式会社 コミュニケーション・センター
(電話) 03-6266-0123
営 業 時 間 : 9時~17時
ホ ー ム ペ ー ジ : <http://www.rheos.jp/>

■苦情および紛争解決措置

当社は、上記加入協会から苦情の解決および紛争の解決の斡旋等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(連絡先: 0120-64-5005)を利用することにより金融商品取引業務関連の苦情および紛争の解決を図ります。

※この書面は、投資信託説明書(交付目論見書)の一部を構成するものではなく、この書面の情報は投資信託説明書(交付目論見書)の記載情報ではございません。

